

おしらせ

平成 20 年 5 月 1 日より

証明書（**戸籍関係証明書・住民票等**）の

請求のしかたが変わります。

窓口に来られた方の「**本人確認**」を行います。

最近、第三者が本人に「なりすまし」、虚偽の届出をして、住民票や戸籍の記載を勝手に変えたり戸籍を不正に取得して悪用する事件が発生しており、全国的な社会問題となっています。

こうした状況から、今回住民基本台帳法と戸籍法が改正され、住民票や戸籍の届出や証明書交付の際の「厳正な審査」と不正者に対する「制裁の強化」が実施されることになりました。

現在も、転入や転出、結婚や協議離婚などの届出の際には、「本人確認」を実施していますが、法の改正に伴って、新たに、戸籍関係証明書や住民票の請求をする際にも、窓口に来られた方及び郵便請求の方の「**本人確認**」を、平成 20 年 5 月 1 日から行います。

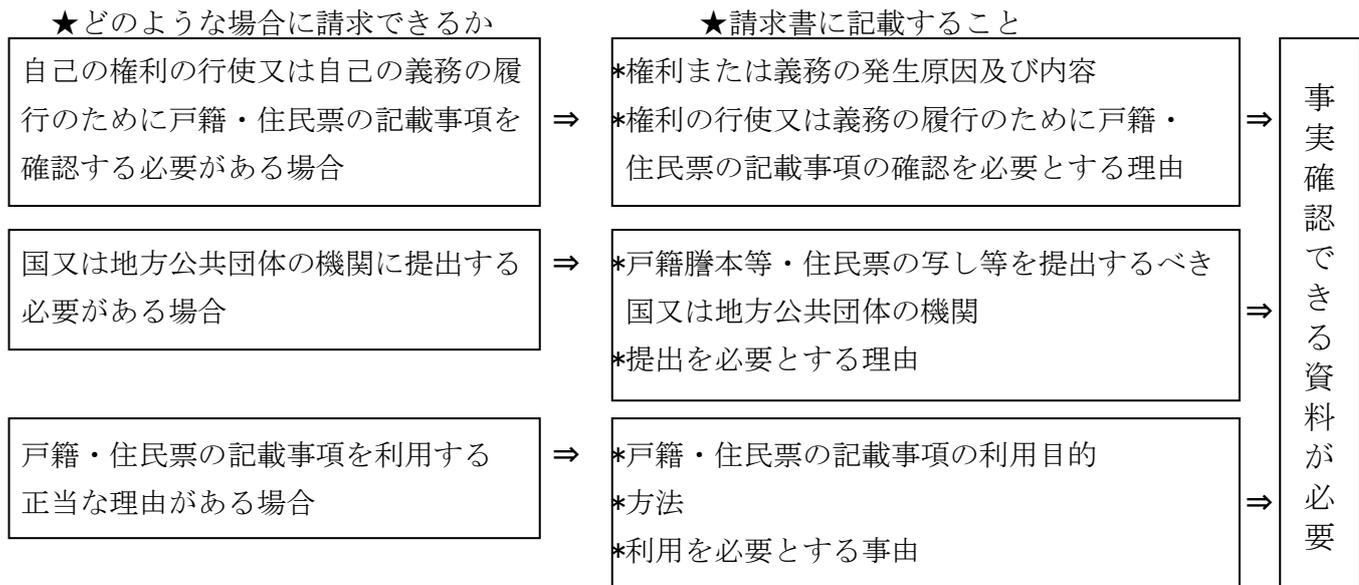
市民の皆様のご大切な個人情報の保護と不正請求を防止するため、ご理解とご協力をお願いいたします。

★窓口に来られた方（又は郵便請求された方が）が**本人**の場合

	戸籍関係証明書	住民票
本人確認方法	住民基本台帳カード（顔写真付き）・運転免許証・パスポートなど官公署発行の顔写真証明書の提示	
注 意 事 項	原則、自己又は配偶者、直系親族(父母・子・祖父母、孫など)に限定され、それ以外の者が代理請求する場合は、本来請求する者の署名押印のある 委任状 が必要となります。	原則、自己又は同一世帯に属する者に限定され、それ以外の者が代理請求する場合は、本来請求する者の署名押印のある 委任状 が必要となります。

★窓口に来られた方が**第三者**の場合

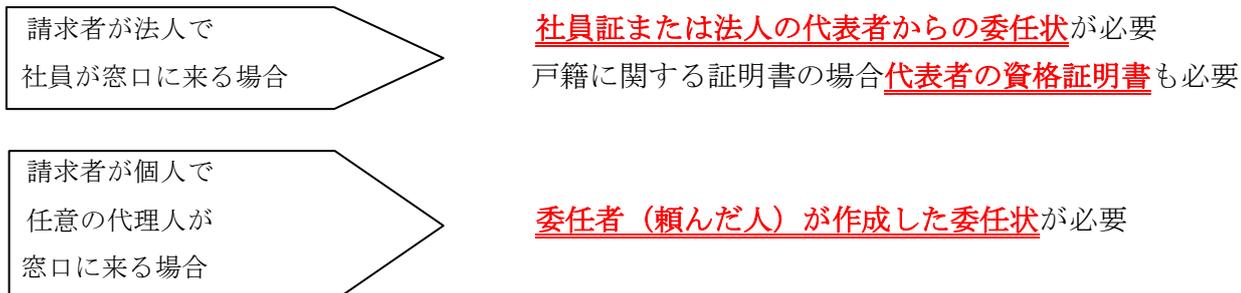
①第三者請求(本人等以外)の場合：請求できる場合が制限されました。



②窓口に来る方の**本人確認書類**が必要です。

	書類の例	戸籍関係	住民票関係
A書類	運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード(写真付き)・国や地方公共団体の機関が発行した身分証明(写真付き)など	A書類から1枚以上提示	A B C書類から1枚以上提示
B書類	健康保険の被保険者証・国民年金手帳 各種年金証書など	・B書類から1枚以上と C書類から1枚以上提示	
C書類	学生証(写真付き)・社員証(写真付き)など	・B書類から2枚以上提示	

③代理人が窓口に来る場合は、代理人の権限があることがわかる書類が必要です。



※ 受付に要する時間が従来より長くなることが予想されますが、ご理解とご協力をお願いします。

★窓口に来る方が**代理人**の場合

① **代理人**が窓口に来る場合は、代理の権限があることがわかる書類が必要です。

- ★任意の代理人が窓口に来る場合 : 委任者(頼んだ人)が作成した**委任状**が必要
- ★法定代理人が窓口に来る場合 : 法定代理人であることを明らかにする書類が必要

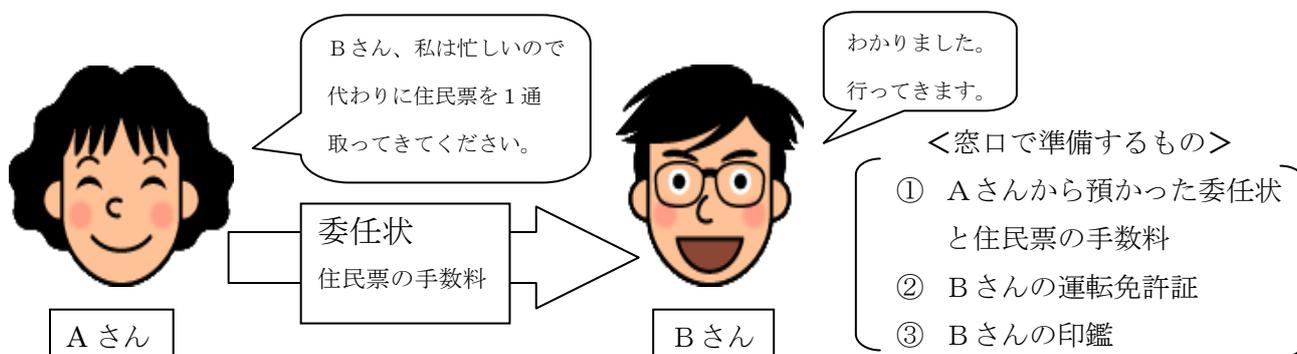
(例：戸籍謄本等、後見登記等の登記事項証明、裁判書の謄本)

★請求者が法人で社員が窓口に来る場合：**社員証(顔写真付き)または法人の代表者の委任状**が必要
戸籍に関する証明書の場合**代表者の資格証明書**も必要

②窓口に来る方の**本人確認書類**が必要です。

	書類の例	戸籍関係	住民票関係
A書類	運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード(写真付き)・国や地方公共団体の機関が発行した身分証明(写真付き)など	A書類から1枚以上提示	A B C書類から1枚以上提示
B書類	健康保険の被保険者証・国民年金手帳各種年金証書など	・B書類から1枚以上と C書類から1枚以上提示	
C書類	学生証(写真付き)・社員証(写真付き)など	・B書類から2枚以上提示	

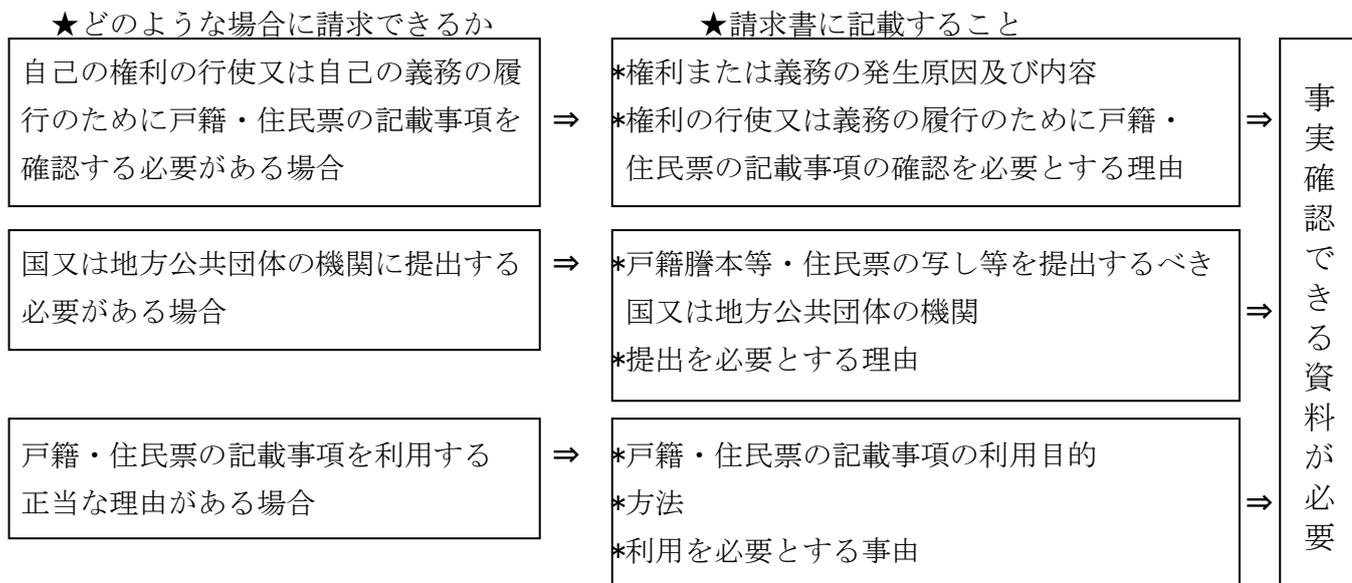
※ 本人確認書類を持っていない人は窓口へお問い合わせをしてください。



★郵便申請をする方が**第三者請求**の場合

※ 証明書を請求する際に確認させていただくことが多くなります。ご理解とご協力をお願いいたします。

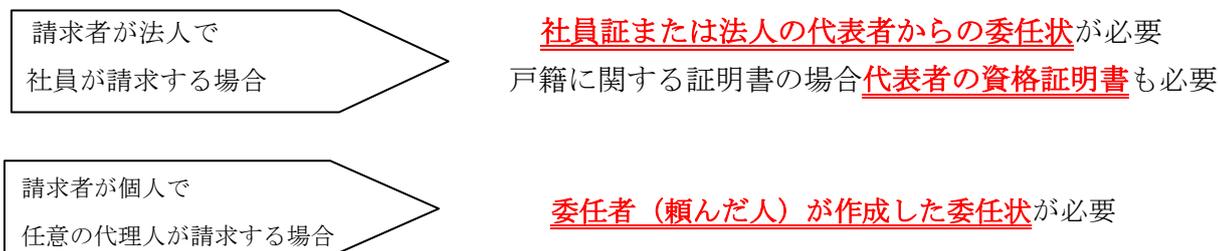
①第三者請求(本人等以外)の場合：請求できる場合が制限されました。



②請求する方の**本人確認書類**が必要です。

	書類の例	戸籍関係	住民票関係
A書類	運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード (写真付き)・国や地方公共団体の機関が発行した身分証明(写真付き)など	A B書類(個人の場合、旅券を除く。)から 1枚以上写しの送付 法人の従業員の方が現に請求の任に当たっているときは、当該従業員の所属する法人の営業所若しくは事務所等の所在地を確認できる書類も必要です。	A B C書類から 1枚以上写しの送付 法人の場合は、当該法人の主たる事務所の所在地を確認できる書類も必要です。
B書類	健康保険の被保険者証・国民年金手帳 各種年金証書など		
C書類	学生証(写真付き)・社員証(写真付き)など		

③代理人が請求する場合は、代理人の権限があることがわかる書類が必要です。



★郵便請求する方が**代理人請求**の場合

※証明書を請求する際に確認させていただくことが多くなります。ご理解とご協力をお願いします。

① **代理人**が請求する場合は、代理の権限があることがわかる書類が必要です。

- ★任意の代理人が請求する場合 : 委任者(頼んだ人)が作成した委任状が必要
- ★法定代理人が請求する場合 : 法定代理人であることを明らかにする書類が必要
(例: 戸籍謄本等、後見登記等の登記事項証明、裁判書の謄本)
- ★請求者が法人で社員が請求する場合: 社員証または法人の代表者の委任状が必要
戸籍に関する証明書の場合代表者の資格証明書も必要

②請求する方(代理人の方)の**本人確認書類**が必要です。

	書類の例	戸籍関係	住民票関係
A書類	運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード (写真付き)・国や地方公共団体の機関が発行した身分証明(写真付き)など	A B書類(個人の場合、旅券を除く。)から 1枚以上写しの送付 法人の従業員の方が現に請	A B C書類から 1枚以上写しの送付 法人の場合は、
B書類	健康保険の被保険者証・国民年金手帳 各種年金証書など		

		求の任に当たっているときは、当該従業員の所属する法人の営業所若しくは事務所等の所在地を確認できる書類も必要です。	当該法人の主たる事務所の所在地を確認できる書類も必要です。
C書類	学生証（写真付き）・社員証（写真付き）など		

★郵便請求する方が**弁護士等職務上請求**の場合

戸籍法・住民基本台帳法の一部改正により、職務上戸籍や住民票を請求する際に確認させていただくことが多くなります。ご理解とご協力をお願いします。

① 請求の際に請求の目的等を明らかにすることが定められました。

戸籍法：第10条の2第3項・4項・5項

住民基本台帳法：第12条の3第2項・3項・4項

明らかにする事項について請求用紙への記入が十分でない場合、追加で記入を求めたり、説明を求めたりすることがあります。

② 請求する方が本人であることを明らかにする書類が必要です。

戸籍法：第10条の3第1項

住民基本台帳法：第12条の3第5項

本人であることを明らかにするための書類（写しを1枚以上送付）

戸籍法	住民基本台帳法
運転免許証	住民基本台帳カード（写真付き）
住民基本台帳カード（写真付き）・ 旅券など	運転免許証・旅券など
資格者証（弁護士等であることを証する書類）：弁護士等の氏名・登録（会員）番号・事務所の所在地・発行主体が記載され写真が添付されているもの。本誌は送付を受ける日において有効なもの。	資格者証（弁護士等であることを書する書類）：弁護士等の氏名・登録（会員）番号・事務所の名称及び所在地・発行主体・有効期限が記載され写真が貼付されているもの。

※ 詳しいことについては本庁市民協働課または各支所課までお問い合わせください。

■ 指宿市役所市民生活部市民協働課市民年金係 TEL 0993-22-2111（内線 213, 214, 215, 216）

■ 山川支所市民生活課 TEL 0993-34-1113（内線 113）

■ 開聞支所市民生活課 TEL 0993-32-3111（内線 121）